

令和2年9月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
(うちノートパソコン2件、携帯電話機(スマートフォン)1件、
インターホン(モニターテレビ付)1件、踏み台(スチール製)1件、
エアコン1件、バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、
スピーカー(充電式)1件、配線器具(コードリール)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000422	令和2年8月15日	令和2年9月10日	ノートパソコン	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月1日
A202000423	令和2年7月25日	令和2年9月10日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月31日
A202000424	令和2年8月30日	令和2年9月10日	インターホン(モニターテレビ付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000425	令和2年9月2日	令和2年9月11日	ノートパソコン	火災	当該製品のACアダプター部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000426	令和2年8月6日	令和2年9月11日	踏み台(スチール製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、右手首を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月1日
A202000427	令和2年7月11日	令和2年9月11日	エアコン	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月2日
A202000428	令和2年7月31日	令和2年9月11日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月3日
A202000429	令和2年8月30日	令和2年9月11日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000430	令和2年8月24日	令和2年9月11日	配線器具(コード リール)	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし